

令和元年 7 月 1 日

各 位

戸田市福祉部福祉総務課長

消費税率引上げに伴う福祉センター施設使用料変更について

戸田市立福祉センター条例及び戸田市立勤労福祉センター条例の一部改正が戸田市議会平成 30 年 3 月定例会において議決され、消費税率引上げに伴う施設使用料は、令和元年 10 月 1 日以降の施設使用料支払い分から変更されることとなりました。

このことにより、令和元年 10 月 1 日以降に、施設使用料を支払う場合は、変更後の料金をご負担いただくこととなりますのでお知らせいたします。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 改正内容

令和元年 10 月 1 日より消費税率が 8% から 10% に引上がることに伴い、同日以降に施設使用料を支払う場合は、下記のとおり変更後の料金をご負担いただくこととなります。なお、消費税率の引上げが実施されない場合は、施設使用料の変更はありません。

2 改正の適用日

令和元年 10 月 1 日（火曜日）以降の福祉センター施設使用料お支払い分について適用となります。9 月 30 日までに使用料を支払い、使用許可を受けたものについては、変更前の料金となります。

3 改正の対象となる施設

戸田市立福祉センター（新曽・東部・西部福祉センター）

4 施設使用料一覧

○新曽福祉センター

※ 1 時間あたりの使用料

室名	変更前使用料 (令和元年9月30日以前)	変更後使用料 (令和元年10月1日以降)
第 1・2 会議室、講習会室	230 円	240 円
茶道室、音楽室	300 円	310 円
料理教室	390 円	390 円
ホール	2,570 円	2,610 円
老人いこいの室(一般使用)	390 円	390 円

○東部福祉センター

※1時間あたりの使用料

室名		変更前使用料 (令和元年9月30日以前)	変更後使用料 (令和元年10月1日以降)
大会議室		300 円	310 円
中・小会議室、集会室、サークル室		230 円	240 円
茶華道室、第1・2音楽室		300 円	310 円
料理室・工芸室		390 円	390 円
老人いこいの室(一般使用)		390 円	390 円
体育室	団体・個人(事前予約)	770 円	780 円
	個人 (当日予約)	一般	40 円
		児童・生徒	25 円

○西部福祉センター

※1時間あたりの使用料

室名		変更前使用料 (令和元年9月30日以前)	変更後使用料 (令和元年10月1日以降)
大会議室		300 円	310 円
第1・2・3会議室、講習会室		230 円	240 円
茶華道室		300 円	310 円
料理室		390 円	390 円
老人いこいの室(一般使用)		390 円	390 円

【お問い合わせ先】

新曾福祉センター(新曾公民館) 窓口 電話番号 445-1811  
 東部福祉センター(下戸田公民館) 窓口 電話番号 443-1021  
 西部福祉センター(美笹公民館) 窓口 電話番号 421-3024